

平成 27 年度

# 個別指導（調剤）における 主な指摘事項

近畿厚生局

## 目 次

1	調剤全般に関する事項 .....	1
2	調剤技術料に関する事項 .....	3
3	薬学管理料に関する事項 .....	5
4	薬剤料等に関する事項 .....	8
5	事務的事項 .....	8
6	その他 .....	9

# 個別指導（調剤）における主な指摘事項

## 1 調剤全般に関する事項

### (1) 処方せんの取扱い

#### ア 不備のある処方せん

(ア) 次の不備のある処方せんを受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 保険医の署名、氏名の記載・押印がない。
- ② 処方せんの保険医の訂正印が保険医の押印に使用された印と異なる印を押印している。
- ③ 略語表記にて用法が記載されている。
- ④ 処方欄の記載について、別紙に記載したものを貼付けただけのものを受付している。
- ⑤ 麻薬が処方されているにもかかわらず、患者の住所・麻薬施用者の免許証の番号の記載がない。

#### イ 処方せんの「処方」欄の記載不備

(ア) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方せんにつき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 用量の記載がない。
- ② 用量の記載が不適切である。
- ③ 用法の記載がない。
- ④ 用法の記載が不適切である。
- ⑤ 一包化の指示が不適切である。

### (2) 処方内容の変更

ア 処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

(ア) 処方せんに変更の内容を記載していない。

(イ) 訂正が適切でない。

(二本線で抹消しておらず、変更前の記載内容が判読不能である。)

### (3) 処方内容に関する薬学的確認

ア 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 薬剤の処方内容より禁忌例への使用が疑われるもの
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
- ④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの

- ⑤ 過量投与での処方が疑われるもの
- ⑥ 相当数の残薬の可能性が疑われるもの
- ⑦ 倍量処方が疑われるもの
- ⑧ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの
- ⑨ 重複投薬が疑われるもの
- ⑩ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
- ⑪ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの
- ⑫ 漫然と長期にわたり処方されているもの
- ⑬ 外用薬について、塗布部位、貼付部位が不明確なもの
- ⑭ 軟膏とクリーム等の外用薬計量混合について、混合することが不適当なもの
- ⑮ 疑義照会は行われているが、確認が不十分なもの

#### （４）調剤済処方せんの取扱い

##### ア 調剤済処方せんの記載事項の不備

（ア）調剤済処方せんについて、次の事項の記載がない又は不適切若しくは不明瞭な例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日
- ② 保険薬局の所在地
- ③ 保険薬局の名称
- ④ 保険薬剤師の署名又は姓名の記載、押印

（イ）調剤済処方せんの「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。

- ① 医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容

（ウ）調剤済処方せんへの保険薬剤師の署名又は姓名の記載・押印を管理薬剤師が行っているため、調剤した保険薬剤師が自ら行うよう改めること。

（エ）第２公費欄、備考欄に記入不可事項が記入されている例が認められたので、改めること。

#### （５）調剤録の取扱い

ア 調剤録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤録がない。

イ 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

（ア）次の事項を記載していない。

- ① 調剤した薬剤師の氏名
- ② 薬剤師法第 23 条第 2 項の規定により医師、歯科医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
- ③ 薬剤師法第 24 条の規定により医師、歯科医師に疑わしい点を確認した場合、その回答内容
- ④ 調剤年月日

(イ) 訂正が適切でない。(二本線で抹消しておらず、修正前の記載内容が判読不能である。)

(ウ) 調剤済み処方せんと調剤録の処方年月日が異なっている。

## (6) その他

ア 薬袋について、次の記入事項の記載に不十分な例が認められたので、改めること。

- ① 用法
- ② 用量

## 2 調剤技術料に関する事項

### (1) 調剤基本料

ア 調剤基本料の算定について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 受付回数を1回とすべきところを2回受付としている(同一日に複数の処方せんを受け付けた場合において、同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方せんについて受付回数を2回として算定している。)

### (2) 基準調剤加算

ア 基準調剤加算1又は2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 最新の医薬品緊急安全性情報、医薬品・医療機器等安全性情報等の医薬品情報を保険薬剤師に周知していない。
- ② 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局である旨を記載した薬剤情報提供文書を交付していない。

イ 「薬局の求められる機能とあるべき姿」の公表について(平成26年1月21日薬食総発0121第1号)の別添に掲げる機能について整備するよう努めること。特に次に掲げる機能について可能な限り整備するよう努めること。

- ① 一般用医薬品を販売していること。

### (3) 調剤料

ア 調剤料の算定点数について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 1調剤とすべきところ、2調剤として算定している。
- ② 屯服薬とすべきところ、内服薬として算定している。
- ③ 1剤とすべきところ、2剤として算定している。
- ④ 屯服薬とはいえない調剤について、調剤料(屯服薬)を算定している。
- ⑤ 内服薬について、「ハ 22日分以上30日分以下の場合」で算定すべきところ、誤って「ニ 31日分以上の場合」で算定している。

#### (4) 調剤料又は調剤技術料に係る加算

##### ア 嚥下困難者用製剤加算

- (ア) 嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- a 薬剤師が剤形の加工の必要を認め、医師の了解を得た後剤形の加工を行った場合において、その旨を調剤録等に記載していない。
  - b 嚥下困難者用製剤を必要とする理由が、薬剤服用歴の記録に記載されていない。

##### イ 一包化加算

- (ア) 一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- a 服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であって3種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。
  - b 治療上の必要性が認められない場合に算定している。
  - c 医師の了解を得た上で行ったものではない場合に算定している。
  - d 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨又は一包化の理由を調剤録等に記載していない。
  - e 薬剤師が治療上の必要性を確認せずに算定している。
  - f 嚥下困難者用製剤加算を算定すべきところ、誤って一包化加算を算定している。
  - g 計量混合調剤加算で算定すべきところ、誤って一包化加算で算定している。

##### ウ 自家製剤加算

- (ア) 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- a 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
  - b 調剤録等に製剤工程を記載していない。
  - c 予製剤による場合にもかかわらず、100分の20に相当する点数を算定していない。

##### エ 計量混合調剤加算

- (ア) 計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- a 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。(薬学的判断は個々の薬剤の特性を十分理解して行わなければならないものであり、問題がある計量混合調剤を行ってはならない。)
  - b 計量混合を行っていないにもかかわらず、誤って算定している。

##### オ 調剤技術料の時間外加算等

- (ア) 時間外加算等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- a 常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているにもかかわらず、時間外加算を算定している。
- (イ) 休日加算
- a 次の①及び②のいずれにも該当しない患者に休日加算を算定している。
    - ① 客観的に休日における救急医療の確保のために調剤を行っている保険薬局で調剤を受けた患者
    - ② 休日を開局しないこととしている保険薬局、又は休日に調剤を行っている保険薬局の開局時間以外の時間に調剤を受けた患者

### 3 薬学管理料に関する事項

#### (1) 薬剤服用歴管理指導料

ア レセプトコンピュータの初期設定が、薬剤服用歴管理指導料を算定するようになっており、自動的な算定となるおそれがあるので、改めること。

イ 次の事項について、処方せんの受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の患者についての情報
- ② 患者又はその家族等からの相談事項
- ③ 服薬状況
- ④ 残薬状況
- ⑤ 患者の服薬中の体調の変化
- ⑥ 併用薬等の情報
- ⑦ 合併症を含む既往歴に関する情報
- ⑧ 他科受診の有無
- ⑨ 副作用が疑われる症状の有無
- ⑩ 飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況
- ⑪ 後発医薬品の使用に関する患者の意向

ウ 所有している手帳を持参しなかった患者に対して必要な情報が記載された簡潔な文書（シール等）を交付した場合（手帳に記載しない場合）に、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書にかかる所定の点数を算定していない不適切な例が認められたので改めること。

エ 保険薬剤師自身に行った調剤に対し算定している例が認められたので、改めること。

オ 薬剤服用歴の記録

(ア) 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

a 次の事項の記載がない又は不適切である。

- ① 被保険者証の記号番号
- ② 住所
- ③ 処方内容
- ④ 処方内容に関する照会の要点等
- ⑤ 体質
- ⑥ アレルギー歴
- ⑦ 副作用歴
- ⑧ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
- ⑨ 服薬状況
- ⑩ 残薬状況の確認
- ⑪ 患者の服薬中の体調の変化
- ⑫ 併用薬等の情報
- ⑬ 合併症を含む既往歴に関する情報
- ⑭ 他科受診の有無
- ⑮ 副作用が疑われる症状の有無

- ⑯ 飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況
  - ⑰ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
  - ⑱ 手帳による情報提供の状況
  - ⑲ 服薬指導の要点
  - ⑳ 指導した保険薬剤師の氏名
- b 服薬指導の都度、過去の薬歴を参照していない。
- c 鉛筆で記載している。
- d 訂正が適切でない。  
二本線で抹消しておらず、修正前の記載内容が判読不能である。
- e 薬剤服用歴の記録が、患者の状態に合わせた指導内容となっていない。
- f 患者情報の記載が乏しい。
- g 薬剤服用歴の記録が編綴されていない。
- h 確認が漫然化し、未確認事項も確認したように記載されている。
- i 薬剤服用歴の記録への服薬指導の要点等の記載が遅延している。
- (イ) どのような副作用等に着目して聴取を行ったか等、薬学的な観点から聴取・確認した内容を記載し、患者への指導により活用できる記録となるよう努めること。
- カ 薬剤の名称等に関する主な情報を提供する文書（「薬剤情報提供文書」）
- (ア) 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- a 次の事項を記載していない。
    - ① 用法
    - ② 用量
    - ③ 効能、効果
    - ④ 副作用
    - ⑤ 相互作用
    - ⑥ 後発医薬品に関する情報
  - b 効能・効果に関する記載が、個々の患者の傷病に応じた内容になっていない。
  - c 次の事項の記載内容が不適切である。
    - ① 服用及び保管取扱い上の注意事項（乳幼児であるにもかかわらず、成人向けの内容になっている。）
- キ 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録専用の手帳（「手帳」）
- (ア) 手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- a 手帳に次の事項を記載していない。
    - ① 用法
    - ② 用量
    - ③ 患者のアレルギー歴、副作用歴
    - ④ 患者の主な既往歴
  - b 服用に際して注意すべき事項を記載していない。



ク 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等

（ア）次の不適切な例が認められたので改めること。

- a 運用管理規程がない。
- b 電子保存の真正性について、次の問題が認められた。
  - ① パスワードの更新期限（最長でも2ヶ月以内）を設定していない。
  - ② 入力者記録が確認できない。（処方欄）
  - ③ 入力年月日記録が確認できない。（処方欄）

（イ）最新版の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版」に準拠するよう運用管理規程の更新を行う等、より適切な運用に努めること。

ケ 麻薬管理指導加算

（ア）麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- a 麻薬の服用状況、残薬の状況、保管状況を確認していない。
- b 薬剤服用歴の記録に指導の要点を記載していない。

コ 重複投薬・相互作用防止加算

（ア）重複投薬・相互作用防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- a 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点・変更内容を記載していない。

サ 特定薬剤管理指導加算

（ア）特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- a 患者又はその家族にハイリスク薬であることを伝えていない。
- b 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- c 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
- d 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない。
- e 次の事項について、説明が不十分。
  - ① 服用に際して注意すべき副作用やその対処方法
  - ② 服用及び保管に係る取扱い上の注意事項
- f これまでの指導内容等も踏まえた適切な指導を行っていない。

シ 乳幼児服薬指導加算

（ア）乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- a 乳幼児に係る処方せんの受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。
- b 患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。

## (2) 長期投薬情報提供料

### ア 長期投薬情報提供料 1

(ア) 長期投薬情報提供料 1 について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 同意を得た旨を薬剤服用歴等に記録していない。

## (3) 外来服薬支援料

ア 外来服薬支援料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

(ア) 薬剤服用歴の記録に次の事項を記載していない。

- ① 服薬支援の内容及び理由

## (4) 在宅患者訪問薬剤管理指導料

ア 在宅患者訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

(ア) 薬剤服用歴の記録に次の事項を記載していない。

- ① 処方医から提供された情報の要点
- ② 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容

(イ) 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医に対して、訪問結果について必要な情報提供を文書で行っていない。

## 4 薬剤料等に関する事項

### (1) 薬剤料

ア 薬剤料の算定に次の誤りが認められたので改めること。

- ① 内服薬につき、1 剤とすべきところ 2 剤として薬剤料を算定している。
- ② 賦形剤について、誤って薬剤料を算定している。

### (2) 特定保険医療材料料

ア 特定保険医療材料料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器で請求すべきところ、誤って万年筆型注入器用注射針（針折れ防止型）で請求している。

## 5 事務的事項

### (1) 標示

- ① 保険薬局である旨の標示がない。

### (2) 登録・届出事項

ア 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに近畿厚生局に届け出ること。

- ① 管理薬剤師の異動
- ② 保険薬剤師の異動
- ③ 開局時間の変更
- ④ 保険薬剤師の勤務区分の変更

### (3) 揭示事項

ア 揭示事項について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 明細書の発行状況の揭示がない。
- ② 開局時間に関する事項の揭示がない。
- ③ 薬剤服用歴管理指導料に関する事項の揭示がない。
- ④ 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に揭示していない。
- ⑤ 後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を保険薬局の内側の見えやすい場所に揭示していない。

### (4) 一部負担金等の取扱い

#### ア 一部負担金関係

(ア) 一部負担金について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 未収金を管理していない。
- ② 調剤録と日計表の一部負担金が相違している。

イ 明細書について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 明細書の内容について、調剤報酬点数の算定項目が分かるものとなっていない。

### (5) 薬局の管理等

ア 薬局の管理等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 後発医薬品の備蓄に関する体制、後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めていない。
- ② 処方医から在宅患者訪問薬剤管理指導の指示があった場合に適切な対応ができるよう、在宅患者に対する薬学的管理指導が可能な体制を整備していない。
- ③ 保険薬剤師に在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な研修等を受けさせていない。

## 6 その他

### (1) 調剤報酬明細書の記載

ア 調剤報酬明細書の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方せんに記載されていない用法が記載されている。

### (2) 保険請求に当たっての請求内容の確認

ア 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

- ① 保険薬剤師による処方せん、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない。

### (3) 関係法令の理解

- ア 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。
- イ 被保険者証のコピーを保有することは、個人情報保護の観点から好ましくないので改めること。

### (4) 指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合

- ア 開設者は、今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行い、業務内容等について必要な改善を行う等、保険調剤の質的向上及び一層の適正化を図ること。